

お知らせ

令和 6 年 3 月 28 日
福島県土木部技術管理課

建築・設備工事における総合試運転調整期間の確保について

受注者の皆様へ

建築・設備工事では、建築物等の使用を想定した総合試運転調整が必要となるため、総合試運転調整に支障のない状態までに関連工事が完了する「概成工期」を特記仕様書において設定しておりますが、総合試運転調整のための期間が十分に確保されていない事案が発生しております。

福島県土木部の発注または受託する公共工事については、建築の設計や工事に関連する全ての受注者が、概成工期を考慮した適切な設計や工程管理に取り組むよう、下記の点に留意願います。

記

1 確認事項

(1) 設計時

- ア 概成工期は、設備の総合試運転調整に必要な期間が反映されていること。
- イ 工事の工期は、現場の実態や週休 2 日の促進等が適切に反映されていると。

(2) 施工時

- ア 総合工程表は、関連工事の全ての受注者が合意した概成工期が設定されていること。
- イ 工事は、総合工程表に沿って適切に進められ、監督員による関連工事間の調整への協力や指示への対応が適切になされていること。
- ウ 工事の工期や概成工期を変更する場合は、(2)アと同様とすること。
- エ 建築工事と設備工事を分離発注する場合だけでなく、一括発注においても総合試運転調整期間を考慮した工程となるよう調整すること。
- オ 関連工事を含め工程に遅延等が生じた場合は、各監督員への報告や協議を行うこと。

2 関連規定等

- (1) 公共建築工事の円滑な施工確保に係る取組の強化について(H27. 1. 30, 同 10. 27)
- (2) 営繕工事における工期設定の基本的考え方(H27. 3. 27)
- (3) 公共建築工事の円滑な施工確保について(H28. 6. 30)
- (4) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(H30. 7. 2 改訂)
- (5) 工期に関する基準(R2. 7. 20)
- (6) 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(R4. 6. 1)
- (7) その他、関連する仕様書、工事監理指針、設計変更ガイドライン及び工事請負契約約款など

(事務担当 基準管理担当 024-521-7461)